

安倍晋三氏の集団的自衛権論

—— 国会での発言録集成 ——

2007年5月6日

作成 醍醐 聰

- (注) 1. 本資料は「国会会議録検索システム」を利用して、安倍晋三氏の国会での発言（質問あるいは答弁）の中から、「集団的自衛権」というキーワードでヒットしたものを新しいものから順に収録したものである。
2. ほぼ同じ内容の答弁が繰り返されている場合は、その中の1件のみを収録した。
3. 安倍氏の発言を理解する上で必要と判断した場合はその前後の発言者の発言も収録した。

第166回 衆議院 本会議 2007年4月24日

内閣総理大臣（安倍晋三君） 赤嶺政賢議員にお答えをいたします。

対イラク武力行使を支持した日本政府の責任について、並びにイラク武力行使支持の理由についてのお尋ねがありました。

当時、イラクは、十二年間にわたり累次の国連安保理決議に違反をし続け、国際社会が与えた平和的解決の機会を生かそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとしませんでした。このような認識のもとで、政府としては、安保理決議に基づきとられた行動を支持したものであります。

また、イラクが過去実際に大量破壊兵器を使用した事実や、国連査察団が数々の未解決の問題を指摘したこと等にかんがみれば、対イラク武力行使が開始された当時、イラクに大量破壊兵器が存在すると信じるに足る理由があったと考えます。

対イラク武力行使の後、多くの犠牲者が出ていることについては遺憾であります。イラク政府は、現在、新たな治安対策を実施するなど、情勢打開に向けた取り組みを行っています。このような取り組みが実を結び、平和で安定したイラク再建が早期に実現することを期待しています。我が国としても、イラクの復興を引き続き支援していく考えであります。

国連の査察を一方的に打ち切り、武力行使に踏み切ったのではないかとお尋ねがありました。

当時、我が国を含む国際社会が望んでいた平和的解決はイラク側の対応にかかっており、我が国としては累次の国連査察団の報告を注視していました。しかし、イラクによる消極的な協力姿勢が抜本的に改められなかったことにより、査察継続の有効性にも疑問が生じたことは否めませんでした。

かつて大量破壊兵器を使用したことのあるイラクが安保理決議に従わず、国連査察団が大量破壊兵器をめぐる疑惑を否定し得ないという極めて異常な状況のもとで、我が国は、国際の平和と安全の維持を確保するために安保理決議に基づきとられた行動を支持したものであります。

米国の対イラク武力行使と大量破壊兵器及びアルカイダとの関係についてお尋ねがありました。米国が、大量破壊兵器がイラクに存在しなかったこと、また、旧フセイン政権とアルカイダと

の間に関係がなかったことを認めていることは承知をしております。

いずれにせよ、日本政府が対イラク武力行使を支持したのは、あくまでも、累次の国連安保理諸決議及び国連査察団の累次の報告書に基づいて主体的に判断したものであります。

対イラクの武力行使が国連憲章違反ではないかとのお尋ねがありました。

イラクに対する武力行使は、国際の平和と安全を回復するという明確な目的のために武力行使を認める国連憲章第七章のもとで採択された国連の安保理決議により正当化されると考えています。

米国のイラク新政策につき、お尋ねがありました。

米国は、現在、軍の増派を含むイラク政策を実施しています。我が国は、これをイラクの安定化と復興に向けた米国の決意が示されたものと認識をしております。このような米国の努力が効果的に進められ、よい成果を上げることが期待しております。

各国のイラク政策見直し及びイラク特措法の二年間延長を決定した理由についてお尋ねがありました。

イラクの安定と復興は、国際社会共通の重要課題であります。米国政府はこのための努力を継続しており、英国も、全面撤収することなく、支援を継続していくと承知をしております。潘国連事務総長、マリキ・イラク首相等からも、航空自衛隊の空輸支援への謝意表明や、継続要請の書簡が寄せられており、現在も二十六カ国が部隊を派遣し活動を実施しています。再建には長期的な見通しが不可欠であります。こうしたこと等を踏まえ、腰を据えて安定的に支援を行うため、我が国の主体的な判断として法律を二年間延長することといたしました。

イラク国内外の避難民に対する支援についてのお尋ねがありました。

イラク及び周辺国における難民、避難民の状況には深刻なものがあると認識をしております。こうした状況については、先般、ジュネーブにおいて行われたイラク及び周辺国における難民・避難民支援に関する国際会議においても、イラク代表を初めとする参加者より、国際社会による支援の必要性を訴える発言が相次いだところであります。

我が国は、こうした深刻な状況にかんがみ、本年二月二十三日、イラク及び周辺国における難民及び避難民を支援するため、国連難民高等弁務官事務所及び国際移住機関を通じ、総額一千三百五十万ドルの支援を実施しました。また、他のドナー国に対しても、イラクへの支援を強化するよう働きかけているところであります。

政府としては、今後とも国際社会と協調し、周辺国への支援も含め積極的な取り組みを続けていく考えであります。

航空自衛隊の輸送活動の詳細についてお尋ねがありました。

航空自衛隊は、人道復興支援活動として国連の人員、物資等を、また人道復興支援活動及び安全確保支援活動として多国籍軍の人員、物資を輸送しています。輸送実績については、昨年七月に陸上自衛隊が撤収した以後は、総計百五十回、約四十六・五トンの物資を輸送しています。なお、国連への輸送支援については、昨年九月六日以降本年三月末までの間に計二十五回、延べ七百六名の人員及び二・三トンの事務所維持関連用品等の物資を輸送したところであります。

航空自衛隊の多国籍軍支援に関するお尋ねがありました。

多国籍軍は、イラクの安全及び安定の回復のための活動のほか、公共施設の再建といったインフラ整備等、復興支援の活動にも取り組んでいます。イラク特措法上、かかる復興支援の活動への支援として航空自衛隊が行う空輸は、人道復興支援活動に該当します。

イラク派遣の全容を明らかにし、検証を行うべきことのお尋ねがありました。

イラク特措法に基づく自衛隊の活動は、現在、まさに継続中であり、活動が終了したとき

には、政府は、イラク特措法第五条二号に基づき、その結果を国会に報告することとしております。

イラク特措法を廃止すべきではないかとお尋ねがありました。

イラク特措法に基づく自衛隊の活動は、いわゆる非戦闘地域に限って実施することとするなど、他国の武力行使と一体化することがないことを制度的に担保する仕組みのもと行われています。

また、自衛隊は統合された司令部のもとにあつて連携や調整を行います。同司令部の指揮下に入るわけではなく、その観点からも他国の武力行使と一体化することがないという前提は確保されており、違憲であるとの御指摘は全く当を得ません。

集団的自衛権行使の解釈についてお尋ねがありました。

時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築することが必要であります。かような問題意識のもと、個別具体的な類型に即し、**集団的自衛権**の問題を含めた憲法との関係の整理につき研究を行っているところであります。

かかる研究を深める具体的な方策の一つとして、有識者会議の設置を検討しております。近く会議の設置について発表する予定です。有識者の方々には、**集団的自衛権**の問題も含め、憲法との関係の整理につき、結論を予断することなく、さまざまな観点から検討していただきたいと考えております。(拍手)

第166回 衆議院 予算委員会 2007年3月2日

安倍内閣総理大臣 私への質問は二問あったのだと思います。

まずは、**集団的自衛権**の問題でございます。

私たちの一番のまず大きな責任といたしましては、国民の生命財産を守る、身体を守るということでございます。

近年、国際社会のいわば安全保障をめぐる環境は大きく変わってきたと言ってもいいのではないかと思います。特に、大量破壊兵器やミサイルの拡散の問題がございます。テロとの闘い、そしてまた地域紛争の続発といったこうした問題の中において私たちは、国民の生命と身体、財産を守るという責任を果たしていかなければならないわけであり、そのためには、日米同盟が効果的に機能を果たし得るものでなければならぬと思います。そしてまたもう一点は、世界の平和と安定のために私たちはその責任を果たしていくべきであろう、このように考えるわけであり、

こうした活動、現在も、PKO活動、また平和の回復、それぞれの紛争地域の復興支援のための活動を行っているわけでございます。これはまさに、国連の活動において、今先生が御指摘になりました集団安全保障の中において、例えばこれは、警察活動的な中においてその責任を果たすことができるかどうか、そういう議論もあるわけでございますが、こうした貢献を私たちやっていく上において、責任を持った貢献をしていかなければいけないわけでございます。

こうした観点から、時代状況に適合した、実効性のある安全保障の法的基盤を再構築していく必要がある、私はこう考えているわけございまして、この問題意識のもとに、昨年来、**集団的自衛権**の問題を含めまして、憲法との関係の整理について、個別具体的な類型に即して研究を現在しているところでございます。

そして、もう一点は領土問題でございますが、領土問題は、我が国のこれはまさに主権にかかわる極めて重要な問題である、こう認識をしているわけでありまして、この認識のもと、政府としては、今後とも引き続き、毅然とした態度で精力的に領土問題の解決に取り組んでまいります。

第166回 衆議院 予算委員会 2007年2月9日

安倍内閣総理大臣 ただいま**集団的自衛権**の問題について御質問がございました。

日本を取り巻く状況、また世界の状況は、この六十年で大きく変化をしているわけでありまして、いわば、大量破壊兵器の拡散、テロとの闘い、地域紛争の続発等があるわけでありまして。その中で、日本はこの六十年間、経済成長を果たし、経済大国となり、そしてまた、世界において大きな貢献をなすことができる国になってきたと言ってもいいのだろう、こう思うわけでありまして。

そして、我々政治家は、国民の生命と財産を守るという大きな責任がある中において、**集団的自衛権**の行使を含めて、今までの解釈と個別具体的な類型との関係において、我が国の平和と安全を守るために研究をしていく必要がある、研究を進めていかなければならない、私はこう考えているところでございます。

安倍内閣総理大臣 私も、この重光葵氏が訪米した際の話について祖父から聞いております。重光葵氏は、まさにミズーリ号で降伏文書にサインをした。それと同時に、いわゆるA級戦犯でもあったわけでありまして。

しかし、その提案をした際にはほとんど米側から相手にされなかったのも事実であった。なぜならば、当時は旧安保条約の状況であって、この旧安保条約が今の安保条約と大きく違う点は、これはいわば、日本がやめようと思ってもやめられないわけでありまして。アメリカの意思いかんにかかっているわけでありまして、新条約にするにも、アメリカが判断しなければ新条約にならないというものであります。一条から五条までしかない、極めて片務的な、まさに占領軍としての駐留米軍をそのまま認める、そういう条約であつたらう。

何とかそれを対等なものにしたいというのがそのときの政治家の悲願であって、そして、その後、安保の改定を行い、先ほど委員が御指摘になったように、五条において、共同対処をする、いわば米軍に日米の防衛義務がある、こういう解釈もありますが、共同対処をしていく。そして六条において、日本の安全、そして極東の平和と安全のために日本の基地を米軍が使うことができる、こうなっているわけでありまして。そして、その中で、この安保条約の前文には、両国に**集団的自衛権**があるということも書いてあるわけでありまして。ちなみに、日ソの五六年宣言の中にも書いてあるということもつけ加えておきたい、このように思うわけでありまして。

そこで、やはり我々は、同盟関係というのは対等な関係でなければずっと安定的に維持していくことができない、だからこそ、これは当時改定をしなければこの安定性が失われるという危機感も持っていたんだらう、このように思うわけでありまして、この安定性を確保するということは、強化にもつながり、当然それは日本の安全にも資するのではないだろうか、こう思うわけでありまして、そうした観点からも、私は常に、強化をしていくために何をすべきかということを考えなければなりません。そういう観点も含めて、また国際情勢も変わった中において、**集団的自衛権**、何が禁止されている**集団的自衛権**の行使に当たるか、類型ごとに研究をしなければならないと思います。

第165回 参議院 本会議 2006年10月23日

内閣総理大臣（安倍晋三君） 福島啓史郎議員にお答えをいたします。

<前略>

集団的自衛権と憲法についてのお尋ねがありました。

政府としては、これまでの憲法解釈や御指摘のような国会における議論の積み重ねを十分に尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている**集団的自衛権**の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。

憲法改正については、与野党において議論が深められ、方向性がしっかりと出てくることを願っております。

国際的な活動と**集団的自衛権**についてのお尋ねがありました。

自衛隊が行うPKOなどの国際平和協力活動はそれぞれの活動根拠となる法律に従って行われるものであり、憲法で禁止されている**集団的自衛権**の行使の問題は生じ得ません。具体的にいかなる状況の下でいかなる対応が可能となるかについては、特定の状況下においてそれぞれの活動の根拠となる法律に従って判断することとなります。

国際平和協力のためのいわゆる一般法の制定についてのお尋ねがありました。

近年の国際情勢の変化を受けた国際社会の多様な取組に機動的に対応し、我が国としての確かな国際平和協力を推進する必要があります。政府としては、世界において責任ある役割を果たす国になるという観点から、国民的議論を十分に踏まえた上で検討していくべき課題であると認識しております。

国際平和協力のためのいわゆる一般法の具体的な内容についてのお尋ねがございました。

我が国が国際平和協力として行うことが適当な業務の範囲や、これに必要な各種権限の在り方等について、現時点で政府の考え方を具体的にお示しできる段階にありませんが、政府としては、世界において責任ある役割を果たす国になるという観点から、国民的議論を十分に踏まえた上で幅広く検討を進めてまいります。(拍手)

内閣総理大臣（安倍晋三君） 犬塚直史議員にお答えいたします。

<前略>

集団的自衛権についてお尋ねがありました。

私は、内閣総理大臣として、国民の生命、財産の保護にあずかる立場から、**集団的自衛権**の問題を真剣に研究することは当然の事柄であると認識しております。

政府としては、これまでの憲法解釈や国会における議論の積み重ねを十分に尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている**集団的自衛権**の行使に該当するのか、個別具体的な事例に即し、よく研究をしてまいります。

国連における集団的安全保障の在り方についてお尋ねがありました。

国連創設時に目指していた集団安全保障体制が前提としていたいわゆる正規の国連軍は、現在存在していません。したがって、今日の国際社会の状況にかんがみれば、各国が日米同盟のような同盟関係の構築を含め、最も適切な方法で国家、国民の安全を確保するのは当然であります。

また、国際社会の平和と安定の実現及び維持のためには、安全保障面における国連の諸活動も重要な役割を果たしていると認識をしており、我が国としてもこうした活動にも引き続き積極的に寄与してまいります。

国際的な平和協力活動における保護する責任と人間の安全保障についてのお尋ねがありました。

昨年の国連首脳会合成果文書では、我が国が推進する人間の安全保障が言及され、国連総会で討議して定義を行うこととなりました。今後、御指摘の点も含め、加盟国間で議論がなされるものと思われませんが、我が国としては、人間の安全保障が国連における重要な指針となるよう努力していく考えであります。

<以下、省略>

第165回 参議院 予算委員会 2006年10月11日

内閣総理大臣（安倍晋三君） 憲法につきましては、もう既に憲法が成立をいたしまして六十年近い年月がたったわけでございます。その中で世界も大きく変わった。

二十一世紀にふさわしい私は日本の国づくりを始める中において国の姿、形、理想を示すものは憲法であります。その憲法を私たち自身の手で書いていくということが求められているのではないかということを経験を通じて申し上げてきました。自民党総裁としてこの憲法改正を政治スケジュールにのせていきたいと、このように思っております。是非また自民党、また与党、また国会において更に議論を深め、また国民的な議論を行っていただきたいと、このように思います。その中では、まずは手続法である国民投票法案がこの国会で成立をすることを期待をしています。

そしてまた、ただいま久間防衛庁長官が答弁されましたこの言わば我が国の安全と地域の平和と安定を守るという大きな責任が我々には与えられているわけでありまして、そしてこの五十年、六十年の間に大きく時代が変わりました。テロの頻発、あるいはまた今までのような国と国との関係における抑止力が利かない、又は大量破壊兵器の拡散という状況にもなっていましたし、また武器技術が大きく進歩してきた中において、今までの解釈の仕組みの中で果たして本当に安全が守られるのか、あるいは同盟関係が維持できるかどうかということでございます。

先ほどの例でございますと、日本の艦艇と米国の艦艇、これがもし米国の艦艇が攻撃をされたのが我が国の領海であれば、これは我が国に対する事態でありますから共同対処をします。しかし、これが公海である場合は、これはなかなか判断が分かれる。根っこから絶対にそれはできないということを今までの法制局も言っていないわけでありまして、それは非常に厳密に峻別されます。もちろん、我が国に対する事態が起こった後であれば、公海において米艦が攻撃をされた場合は我が国に対する事態としての個別的自衛権の延長線上で行きます。しかし、我が国に対する事態が起こっていない中でそういうことが起こったことがあったらどうかと。

これは先ほどの久間大臣の例で言えば、友人と歩いているときに友人が殴られたのが私の家の中であればすぐ助けると。しかし、玄関から出たら、これはちょっとできませんねということになるわけでありまして、そこで果たして友情関係というのが保てるか。

つまり、同盟関係というのは信頼関係であります。例えば、安保条約の五条に共同対処義務があるということを、それは確かにあるわけでありまして、しかし、ここはやはり、米国の若い兵士が日本のために身を挺して、これは日本のために戦うということになるわけでありまして、その基盤はやはり信頼関係がなければならぬという中であって、また、我が国のつまり安全のためにどうかと。つまり、それは先ほど申し上げました、久間大臣がおっしゃった個別的自衛権と**集団的自衛権**の間にあるものについて、いろいろと個別的なケースを当てはめていくことができるのではないかと、私には問題意識としてずっと持っていたわけでありまして。

日本が禁じる、それは果たして**集団的自衛権**の行使なのかどうかということの研究するのは私

は当然ではないかと、このように思っております。また、例えば海外での武力行使の問題もそうありますが、サマワにおいて活動している自衛隊に対しての攻撃ではなくて、一緒に活動している例えば英豪軍に対する攻撃があったときに駆け付けることは、これは警察行動ではないかどうかという問題もあるわけでありまして。そういう問題について、やはりしっかりと研究をしていくことが我々の責任ではないかと思っておりますのでございます。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 問題は、もちろん、憲法を改正して新しい考え方の下に安全保障政策を構築をしていくというのは当然なんだろうと思えます。と同時に、今、日々日本の安全にかかわる問題が起こっている中において、例えば自衛隊の人たちもその瞬間その瞬間に大きな判断を迫られるわけでございます。その中で、机上の理論でこれはこうなる、これはああなる。しかし、それは常に相手のあることであって、その応用動作の中で、間違っても、それは後で正しい行動であったことが違法の行動につながらないようにしなければならぬ。もちろん、これは解釈を、もしこれはこういう解釈だということをして、それは直ちにそれをしなければいけないということではなくて、それはそうできるということであり、またそれを裏付ける別個、個別の法律の改正も当然必要だということになるわけでありまして。

私はこの研究を行った結果、それは我が国が禁止をする**集団的自衛権**の行使でないという解釈を政府として出すということも十分にあり得ると思えます。それは個々の研究の結果によるということでございます。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほどの話でございますが、私が首脳会談を行った際に、それは安倍さんのその見解はおかしいからという話は一切出なかったということは申し上げておきたいと、このように思います。

集団的自衛権につきましては、先ほども答弁をいたしましたように、言わばこの**集団的自衛権**の、日本が禁止している、禁止されている**集団的自衛権**の行使に当たるかどうかということについて、これは言わば**集団的自衛権**、禁止されている**集団的自衛権**、個別自衛権と**集団的自衛権**の間に、個別に当てはめていく中において研究をしていくことは必要ではないか。要は、つまり日本人の生命と安全、この日本の平和を守るために何をすべきかということはよく真剣に考えるのは当然のことでありまして、そのために個別的なことについて研究するのは私は当然ではないかと、このように考えております。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 委員は少し物事を単純化し過ぎているわけでございます。

これは、先ほど来申し上げておりますように、**集団的自衛権**については厳密にお話をさせていただかなければならないわけでありまして。言わば、自衛権発動の三要件というのがある中において自衛権を我々は発動するわけでございます。この自衛権を我が国は**集団的自衛権**と個別自衛権に分けているわけでございますが、その中で、例えば公海上において、我が国に対する攻撃が発生していない段階において日本の船と同盟国たる米国の船が並んで並走していたときに、米国の船に対して攻撃がなされた際に日本はそれは全く救助しない、しかし救助できないのかどうか。

そこで、解釈としては、今までの答弁の中におきましても、これは法制局の見解の中で、ある一定の条件がそろっていけばそれは可能ではないかという考え方もあるわけでありまして、そこはそれぞれ、その事態事態において、事態の前にやはりある程度のこれは解釈をしておかなければならないわけでございます。つまり、同盟関係が効率的にこれは動いていくことによって日本の安全は私は向上し、また抑止力は維持されると考えております。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 憲法につきましては、もう既に憲法が成立をいたしまして六十年近い年月がたったわけでございます。その中で世界も大きく変わった。

二十一世紀にふさわしい私は日本の国づくりを始める中において国の姿、形、理想を示すものは憲法であります。その憲法を私たち自身の手で書いていくということが求められているのではないかと、このことを総裁選を通じて申し上げてきました。自民党総裁としてこの憲法改正を政治スケジュールにのせていきたいと、このように思っております。是非また自民党、また与党、また国会において更に議論を深め、また国民的な議論を行っていただきたいと、このように思います。その中では、まずは手続法である国民投票法案がこの国会で成立することを期待をしています。

そしてまた、ただいま久間防衛庁長官が答弁されましたこの言わば我が国の安全と地域の平和と安定を守るといふ大きな責任が我々には与えられているわけでありまして、そしてこの五十年、六十年の間に大きく時代が変わりました。テロの頻発、あるいはまた今までのような国と国との関係における抑止力が利かない、又は大量破壊兵器の拡散という状況にもなっておりまして、また武器技術が大きく進歩してきた中において、今までの解釈の仕組みの中で果たして本当に安全が守られるのか、あるいは同盟関係が維持できるかどうかということでございます。

先ほどの例でございますと、日本の艦艇と米国の艦艇、これがもし米国の艦艇が攻撃をされたのが我が国の領海であれば、これは我が国に対する事態でありますから共同対処をします。しかし、これが公海である場合は、これはなかなか判断が分かれる。根っこから絶対にそれはできないということを今までの法制局も言っていないわけでありまして、それは非常に厳密に峻別されます。もちろん、我が国に対する事態が起こった後であれば、公海において米艦が攻撃をされた場合は我が国に対する事態としての個別的自衛権の延長線上で行きます。しかし、我が国に対する事態が起こっていない中でそういうことが起こったことがあったらどうかと。

これは先ほどの久間大臣の例で言えば、友人と歩いているときに友人が殴られたのが私の家の中であればすぐ助けると。しかし、玄関から出たら、これはちょっとできませんねということになるわけでありまして、そこで果たして友情関係というのが保てるか。

つまり、同盟関係というのは信頼関係であります。例えば、安保条約の五条に共同対処義務があるということを、それは確かにあるわけでありまして、しかし、ここはやはり、米国の若い兵士が日本のために身を挺して、これは日本のために戦うということになるわけでありまして、その基盤はやはり信頼関係がなければならぬという中であって、また、我が国のつまり安全のためにどうかと。つまり、それは先ほど申し上げました、久間大臣がおっしゃった個別的自衛権と**集団的自衛権**の間にあるものについて、いろいろと個別的なケースを当てはめていくことができるのではないかと、これを私は問題意識としてずっと持っていたわけでありまして。

日本が禁じる、それは果たして**集団的自衛権**の行使なのかどうかということを研究するのは私は当然ではないかと、このように思っております。また、例えば海外での武力行使の問題もそうではありますが、サマワにおいて活動している自衛隊に対しての攻撃ではなくて、一緒に活動している例えば英豪軍に対する攻撃があったときに駆け付けることは、これは警察行動ではないかどうかという問題もあるわけでありまして。そういう問題について、やはりしっかりと研究をしていくことが我々の責任ではないかと思っております。

安倍内閣総理大臣 同盟関係は、お互いにイコールパートナーになることによってだんだん安定性も信頼関係も増していくのではないか、このように思います。

日米安保の歴史というのは、当初、旧安保条約ができた当時は全く片務的な条約であったわけでございます。この片務的な条約を双務性を高める条約にしたのが六〇年安保の改定であったわけでありまして、五条において、日本がもし攻められたときには、米軍が来援し、そして共同対処する、しかし一方、六条において、極東の平和と安定のために日本が基地を提供する、こういう双務性がある関係になったのであります。と同時に、地位協定等々が結ばれ、旧安保条約よりもこれは条約としてまさにイコールパートナーに近くなったと言ってもいいんだろう、このように思うわけでありまして。

つまり、同盟というのは、お互いがお互いを必要としているときにどれぐらい助け合うことができるかということがやはり信頼関係につながっていくわけでありまして、信頼関係のない条約というのは、これは紙切れになってしまうのでありまして、そのために、お互いに努力をしていくことが極めて大切ではないか、私はこのように思います。そこで、双務性を高めていく努力をしなければいけない。これは、何も私は**集団的自衛権**を直ちに行使できるようにしようということではなくて、条約の中で双務性を高めて、また実際の運用の面において高める努力は常にしていく必要があるだろう、こう申し上げているわけでありまして。

第 165 回 参議院 本会議 2006 年 10 月 3 日

内閣総理大臣（安倍晋三君）

<前略>

集団的自衛権と憲法改正についてのお尋ねがありました。

政府としては、これまでの憲法解釈や国会における議論の積み重ねを十分に尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている**集団的自衛権**の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。

憲法改正については、与野党において議論が深められ、方向性がしっかりと出てくることを願っております。

<以下、省略>

第 165 回 衆議院 本会議 2006 年 10 月 3 日

内閣総理大臣（安倍晋三君）

<前略>

集団的自衛権についてのお尋ねがありました。

政府としては、これまでの憲法解釈や国会における議論の積み重ねを十分尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている**集団的自衛権**の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究をしてまいります。

研究に当たりましては、これまでの国会等における御議論も十分踏まえながら、整々と検討を

進めてまいりたいと考えております。

<以下、省略>

第 164 回 衆議院 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動ならびにイラク人道支援活動等に関する特別委員会 2006 年 4 月 17 日

長島 (昭) 委員 民主党の長島昭久です。

きょうは、冒頭十五分、安倍官房長官にお時間をちょうだいいたしましたので、早速質問に入りたいというふうに思います。

きょうは、一般法、恒久法の進捗状況についてお伺いをしたいと思っていますが、その前に、時間切れになると残念ですので、もう一つの課題について最初に、冒頭にお伺いしたいと思います。それは、**集団的自衛権**の行使に関する問題であります。これは、恒久法の議論を詰めていくと最後はその問題にも突き当たっていくのかな、こう思っておりますので、きょうは、政治家安倍晋三さんの率直な御意見を伺いたいというふうに思います。

五年前に小泉総理が就任をなさった直後に、初めての記者会見で小泉総理は、**集団的自衛権**の行使について、「今後、あらゆる事態について研究してみる必要がある」あるいは「研究してみる余地がある、」このように明言されまして、これまでの政府解釈の修正の可能性も示唆されたわけです。

その例として、「もし、日本近海で、日米が一緒に共同訓練なり共同活動をして、その時に、一緒に共同活動をした米軍が攻撃を受けた場合、よその国の領土でも、領空でもない、領海でもない。でも、米軍が攻撃を受けた場合に、日本が何もしないということは果たして本当にそんなことができるのだろうか。」このように疑問を呈されたわけです。私は、これは極めて正当な疑問であり、総理大臣としては非常に重大な一つの見方を示された、勇気ある発言だというふうに思っております。

さて、五年たちました。総理がおっしゃったこの**集団的自衛権**の行使に関する研究のその後の成果あるいはその研究について、安倍官房長官はどのように認識をされているか、まず見解を賜りたいと思います。

安倍国務大臣 まず、政府の**集団的自衛権**の行使に関する考え方は、もうこれは委員よく御承知のように、憲法第九条のもとにおいて許される自衛権の行使は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、武力攻撃から我が国を防衛するための必要最小限度のものに限られるという解釈でありました。**集団的自衛権**は、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものでございますので、権限としては有しているわけでありましたが、行使は許されていないというのが政府の解釈でございます。

そこで、ただいま委員が御紹介されました、総理の就任の際の記者会見のこれは総理からのコメントでございますが、これは、総理が、例えばこれは公海上において自衛艦とあるいは米国の艦艇と一緒に併走していて、米国の艦艇に対する攻撃があったときに、**集団的自衛権**の行使に当たるからといって自衛隊の艦船が全く救援しないことが果たして本当にできるのであろうかという疑問を呈示された。これは、恐らく一般の国民の皆様も共有するであろう、極めて素朴な疑問なんだろう、このように思うわけであります。

また、BMDの議論の際には、ある国から日本の上空を飛んで米国に向かっているミサイル、これをもし我が国が落とすことのできる能力を持っていたとしても、それを落とすという場合に

は果たして**集団的な自衛権**の行使に当たるのだろうか、こういう議論もあるわけでございます。

この研究ということにつきましては、これはやはり、国民的な議論が高まる中でなければなかなかこの研究そのものも難しいということもございまして、これは、現在のところ、この問題については極めて微妙な問題でもございます。

基本的には、今までの政府の解釈を私どもはそれぞれの委員会で申し上げてきているところでございます。

長島（昭）委員 確かに国民的議論というのが必要だというのはよくわかるんですが、ぜひ、国民的人気のある安倍官房長官がこういう問題にきちっと取り組んでいただきたい、こういうように思います。

官房長官御自身が、〇四年の一月二十六日の衆議院の予算委員会の質疑の中で、岸内閣のときの政府答弁、これは五九年、六〇年と繰り返されているんですが、その答弁を引き合いに出されて一つの重要な問題提起をされたんですね。憲法が要請する、先ほどおっしゃいました八一年の政府見解ですが、必要最小限度を超えない範囲、政府は、必要最小限度を超えない武力行使しか、つまり自衛権の行使として認めないんだ、こういう憲法の要請があるわけですが、その要請している必要最小限度を超えない範囲で、もしかしたら**集団的自衛権**を行使し得る可能性があるんじゃないか、そういうことを研究し得る余地があるのではないかと当時の秋山法制局長官に迫っておられました。

私、ちょうどその場に委員としておりましたので鮮明に覚えているんですが、この問題関心には安倍長官はお変わりありませんか。

安倍国務大臣 当時は、私は幹事長という立場で総理あるいはまた法制局に質問をしたわけですが、当時の私の疑問としては、**集団的自衛権**を権利は持っているけれども行使をできない、その行使は必要最小限の範囲を超えるものである、つまり、絶対観念としてそのものがだめということではなくて、量的観念としてそれを超えてはいけないということであれば、それは行使できる**集団的自衛権**もあるのではないか、そういう観点から質問をしたということでございます。

そういう意味においての研究というのも、これはまた議論というのも当然私は今でもなされてしかるべきであろう、このように思っているわけですが、政府の立場としては、基本的に今までの答弁は、いわゆる武力行使そのものは、これは、**集団的自衛権**の行使、つまり、武力行使としての**集団的自衛権**の行使はこれは認められないということだと思います。

長島（昭）委員 ぜひ私は、ここは与野党超えて議論を深めていきたい、こういうふうには思っているんですね。

せっかくですから、その岸総理の答弁を御紹介したいと思うんですが、これは一九六〇年の三月三十一日、参議院の予算委員会での答弁。いわゆる**集団的自衛権**というものの本体として考えられている締約国や、特別に密接な関係にある国が武力攻撃された場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛するという意味における**集団的自衛権**は、日本の憲法上持っていない、こういうふうには極めて限定的に**集団的自衛権**というものを理解して、認識をして、それ以外の分類についてあり得るのではないかということを示唆されているんですね。

その前年の三月十六日、これも参議院の予算委員会ですけれども、林法制局長官が答弁されています。同じようなトーンです。外国の領土に、外国を援助するために武力行使を行うということの点だけに絞って**集団的自衛権**ということが憲法上認められるかどうかということと言われ

ば、それは今の日本の憲法に認められている自衛権の範囲には入らない、こういうことなんですね。

さらに、岸総理はこういうこともおっしゃっています。六〇年三月三十一日の質疑ですが、一切の**集団的自衛権**を持たない、こう憲法上持たないということは私は言い過ぎだ、かように考えております、こういうふうに述べておられるんですね。

あの八一年以来、私たちは、もうさんざんこの国会の審議の積み重ねの中で、**集団的自衛権**というのは、一括してそれは国際法上保有しているけれども憲法上行使できないんだということはずっと聞かされてきたんですが、私は、この五九年、六〇年の総理あるいは法制局長官の答弁というのは非常にフレッシュな感覚を持っていたし、先ほど安倍長官もおっしゃったように、今、国民の皆さんの常識から考えても、あるいは日米同盟関係の重要性から考えても、こういう問題について何となく腰が引けたような政府解釈を重ねていくということは余り好ましいことではないと思うんですが、もう一度、問題関心も含めて、安倍長官の御見解をいただきたいというふうに思います。

なぜかという、安倍長官は、九九年のガイドラインの審議のときに、当時の高村外務大臣に対して、昔は政治家も、総理大臣もはっきりこうやって答弁しているんだ、だからあなたも政治家として答弁してほしい、こういうふうにおっしゃっているんですね。ですから、この場で、長官もお立場はあると思いますけれども、ぜひはっきりした答弁をいただきたいと思います。

安倍国務大臣 確かに、今委員が御指摘になられましたように、八一年の稲葉誠一議員に対する答弁書、昭和五十六年の答弁書であります、それ以降、その答弁書に従って政府は基本的に答えてきております。もちろん、政府としては、一貫してこの政府の立場は変わっていないという立場であります、具体的な答弁としては、この稲葉誠一議員に対する答弁書をその後はずっとこれは引用した形になっているんだろうと思います。

ただいま委員が御指摘になられましたように、そういう中において、かつては政府はこういう答弁をしていたということで、当時の岸総理の答弁を紹介し、また、当時は法制局長官ではなく総理自身が答えていたのではないかとということで、私も質問で例として申し上げたわけでございます。我々政治家として、例えば、自衛隊の諸君をPKO活動あるいは海外での活動に送り出す以上、間違っても憲法に反する行為ということになるようになってはならないわけでありまして、そう疑われる行為になるようになってはならない、これは我々の責任でもあるんだろう、こう思うわけでありまして。

そこで、日本としては、権利はあるけれども行使できないという、世界でも極めて珍しいこれは立場をとっている中において、国際社会において、ほかの派遣された軍隊の人たちと一緒に行動していくときに問題が起こるようになってはならないし、また、自衛隊の諸君がこの進退が窮することになってはならないというふうに考えるわけでありまして。

その意味におきまして、時代はどんどん進んでいくわけでありまして、時代が進んでいく中においてこの時代の状況も変わっていきますし、例えば武器そのものの進歩が、かなり大きく概念が、例えば戦争の概念が大きく変わるということもあるわけでありまして、そこでの解釈等については、やはり基本的にはわかりやすいものでなければならぬだろうというのが私の基本的な考え方ではあるわけでありまして。

しかし、現在のところ、今私が申し上げましたように、この**集団的自衛権**の行使につきましては、従来からのこの答弁を小泉内閣におきましても申し上げてまいるとおりでございます。

長島（昭）委員 官房長官、そこまでですか。私は、ぜひこれは一緒に考えていきたいと思っているんですよ。

先ほどの岸総理の答弁をずっと見ていくと、**集団的自衛権**というものの中核概念というものが浮かび上がってくるんですね。これは、安倍長官も以前御自身の質問の中で触れられていたけれども、他国防衛のために他国の領海や領空や領土に入って行って、そして実力を行使する、行使して他国に対する攻撃を排除する、これが**集団的自衛権**行使の中核概念なんですね。ですから、それ以外の、つまり直接な実力の行使に当たらないものや、あるいは、公海上とさっき例を挙げましたけれども、他国の領土や領空や領海に入り込まないでやる行為については、私はまだまだ研究の余地があるんだろうと思っているんです。

ですから、先ほど、総理が最初の記者会見で挙げられた、公海上で一緒に行動しているアメリカが攻撃を受けた場合に日本も一緒になって排除する、これは、我々は自衛権の範疇で行使する可能性をやはり残しておく必要があるかと思えますし、ほかには、直接の戦闘行為に当たらない、例えば通信だとか、輸送、補給、整備、警備、情報交換、あるいは医療、それから災害救援、公海上のパトロール、こういったものについては、やはり**集団的自衛権**といえども一定の条件緩和をしていく必要がある。これはさんざん周辺事態法のとときに議論されました。輸送においても武器弾薬はだめだとか、あるいは補給についても、発進準備中の航空機に対する直接の補給はだめだとか、これはやはり、先ほど現代戦争のお話を長官されましたけれども、どう考えても非合理的な考え方にはまってしまうんですね。

ですから、こういう部分について、長官、最後に、もうお約束の十五分になりますけれども、長官として、これから研究を深めて行って、今申し上げたような直接の武力行使に当たらないようなケース、あるいは相手の国に入り込んでやるような場合でないケースについても、我が国が他国と、つまりアメリカと、友好国と一緒に行動できるようなそういう法体系をぜひ整備していただきたいんですけれども、最後に御見解をいただきたいと思います。積極的にお願いいたします。

安倍国務大臣 それはまさに二年前、ちょうど私が質問したことを今委員が私に質問しておられますので、大変これはある意味ではやりにくいわけではありますが、ちょうどそのときに私が質問した中におきまして、実は、やはり委員が御紹介されましたように、ガイドライン法案を審議したときの際、高村外務大臣は、「**集団的自衛権**」の概念は、その成立の経緯から見て、実力の行使を中核とした概念であることは疑いないわけでありまして、また、我が国の憲法上禁止されている**集団的自衛権**の行使が我が国による実力の行使を意味することは、政府が一貫して説明してきたところでございます。」このように答弁をしておられまして、かつての岸答弁にある意味では重なるところがある、中核概念という、これを久々にある意味では高村大臣が説明をされたんだろう、このように思うわけでございます。

そこで大切なことは、これは、日本が国際協力をしっかりと進めていく、あるいは我が国の安全をしっかりと守っていくという中において、憲法の制約の中で何が可能であるかということについては、時代が変わっていくという中において常にこれは検証し、また研究をしていくことが大切ではないだろうか、このように私は考えておりますし、そうしていくべきだろう、このように思います。

安倍委員 まず初めに、イラクで行われている人道復興支援活動への自衛隊の派遣についてお伺いをしたい、このように思います。

ただいま国際社会は、イラク人のイラク人によるイラク人のための平和で民主的な自由な国をつくるために、産みの苦しみの中で、四十カ国近い国々が参加をしながら、その中で懸命な努力を続けているところでもあります。我が国も、その責任を果たす、そしてまたこの産みの苦しみを分かち合うと決意し、昨年、閣議において基本計画を閣議決定し、そして世界にその意思を示したわけでもあります。

既に航空自衛隊はクウェートの地に赴き支援活動に入ったわけでもありますし、きょう第二陣も出発をする、こう聞いております。また、海上自衛隊も準備万端整っているわけでもありますし、陸上自衛隊の先遣隊もサマワに赴いたわけでもあります。

この活動に対して、菅代表も民主党も、憲法違反である、こう主張しております。政策的な判断で行かないということではなくて、憲法違反と言い切っているわけでもありますから、こうした活動は今後一切しないということを宣言しているにも等しいのだろう、こう私は思うわけでありす。

しかも、テロリストの攻撃に対して反撃することは武力行使である。ということは、今既に行っている海外での、例えばインド洋での活動等々も事実上できなくなってしまうということにもなっていくわけでもあります。

私は、決してそんなことはない、こう思います。

憲法とそしてイラク特措法上の自衛隊の活動について考えてみたい、こう思います。

憲法が禁じているのは、海外での武力行使と**集団的自衛権**の行使であります。これは、必要最小限度の範囲を超える自衛の行使であるという政府の解釈でございます。人道復興支援活動は、もちろん、このどちらにも当てはまらないわけでもあります。また、安全確保支援活動も、現地で戦闘行為が行われていなければ武力行使と一体化するということにはならないわけでもありますから、このどちらの行使にもならないわけでもあります。もちろん、先ほど申し上げましたように、テロに対する反撃は正当防衛であります。

先般、先遣隊から現地の事情を政府は聴取されたと思います。私もお伺いをいたしました。この観点から、総理はどのように現地の状況を判断しておられるのか、自衛隊の本隊、陸上自衛隊の本隊の派遣の可否をどのように考えておられるか、お伺いをしたいというふうに思います。

安倍委員 総理は、歴代の総理大臣として初めて憲法改正の草案を作成するということを宣言した総理大臣であります。聖域なき構造改革に挑む、あるいはタブーに挑む総理大臣らしいチャレンジではないだろうか、こう私は思います。

そして、総理は、このタブーにチャレンジするという意味においては、平成十三年四月二十七日の総理記者会見において、**集団的自衛権**の行使について次のように述べておられるわけでもあります。「今の解釈を尊重するけれども、今後、あらゆる事態について研究してみる必要があるんじゃないかというふうに思っております。すぐその解釈を変えるということじゃないんです。研究してみる余地がある、」こうおっしゃっている。「研究してみる必要がある」そして「研究してみる余地がある」こうおっしゃっているわけでもあります。

任期中には解釈を変更するということは考えていないということもおっしゃっておられるわけでもあります、我が国の安全を守るためにはしっかりと研究していくことは必要である、また、もしその研究の余地があるのであれば積極的にそれは英知を結集していく必要もある、こう考えるわけでもあります、この考えに、総理、お変わりはないかどうか、お伺いをしたいと思います。

小泉内閣総理大臣 憲法制定以後五十年以上経過していますと、やはり当時の、制定時の解釈と時代の変化があります。考え方、受けとめ方、それぞれ変わってくるのも自然なことだと思っております。

当時、自衛隊そのものすら憲法違反であるという考え方がかなりありましたが、現在、自衛隊までが憲法違反であるという方は極めて少なくなっているのではないのでしょうか。また、自衛隊が海外に出て活動をするということも憲法違反であるという考え方もございました。しかし、現在では、平和維持活動、いわゆるPKO活動においては、これは合憲であるという考え方が多くなってきているのではないのでしょうか。いわば、憲法の解釈におきましても、時代の変遷につれ、また国際情勢の変化につれて、考え方が変わってきている面も多々あると思います。

そういう中で、**集団的自衛権**の問題ですが、これは憲法の中でも、個別、集団問わず、自衛権は認められているというのは、私は大方の考え方だと思っております。そういう中で、**集団的自衛権**の行使は認めないというのが歴代日本政府の考え方でもあります。

そういうことも踏まえながら、憲法の解釈をどう変えていくかということは、今までの論議の積み重ねもよく検討しなきゃいけない、時代の変遷も見きわめなきゃいけないということで、**集団的自衛権**の解釈をめぐってどうあるべきかという議論は大いに結構だと思います。

しかしながら、私は、今までの積み重ねてきた国会の議論、歴代政府の考え方を小泉内閣においては尊重していきたいと思っております。

安倍委員 この**集団的自衛権**というのは、国際法上の概念であります。国連憲章の第五十一条に次のようにあります。途中、はしよりますが、第五十一条には、「この憲章のいかなる規定も」、「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」こう書いてあります。**集団的自衛権**を固有の権利、つまり自然権でもあるわけでありますが、この権利を有しているということは、サンフランシスコ条約の第五条にも、そして日米安全保障条約の前文にも、さらには日ソ共同宣言の3の第二段にも、しっかりと明記されているわけであります。

ですから、国際法上は間違いなくこの権利を有している、そして、条約の中でも日本はこれがあるということをまさに世界に向けて宣言していると言ってもいいんだらう、こう思います。

ですから、今まで内閣の答弁は確かに変化をしてきたわけでありますが、今確定しているのは八一年の政府答弁であります。八一年の政府答弁にはこうあります。「わが国が、国際法上、このような**集団的自衛権**を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、」これはもう当然そうであるということをはっきりと認めているわけであります。

しかし、少しわかりにくくなるのはその次からであります。「憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、**集団的自衛権**を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」つまり、国際法上は持っているけれども、憲法上それは行使できないということを行っているわけでございます。

そこで、どうしても聞いてみたくなるのは、国際法上権利を有しているのであれば、我が国は国際法上それを行行使することができるのかどうか。憲法上行使できないということは言っているけれども、では、憲法上その権利を有しているのかどうか。

さらにはまた、これは「研究してみる余地」ということにもつながってくると思うんですが、「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」、こういうふうにあります。が、「範囲にとどまるべき」というのは、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、

絶対にだめだ、こう言っているわけではないわけであります。とすると、論理的には、この範囲の中に入る**集団的自衛権**の行使というものが考えられるかどうか。

その点について、法制局にお伺いをしたいというふうに思います。

秋山政府特別補佐人 **集団的自衛権**と憲法第九条の問題でございますが、お尋ねにございましたように、我が国が主権国家である以上、国際法上は**集団的自衛権**を有していることは当然でございますが、国家が国際法上、ある権利を有しているとしても、憲法その他の国内法によりその権利の行使を制限することはあり得ることございまして、国際法上の義務を国内法において履行しない場合とは異なり、国際法と国内法との間の矛盾抵触の問題が生ずるわけではございませんで、法律論としては特段問題があることではございません。

それで、政府は、従来から、その九条の文理に照らしますと、我が国による武力の行使は一切できないようにも読める憲法九条のもとでもなお、外国からの武力攻撃によって国民の生命身体が危険にさらされるような場合に、これを排除するために武力を行使することまでは禁止されませんが、**集団的自衛権**は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処するものではなく、他の外国に加えられた武力行使を実力で阻止することを内容とするものでありますから、憲法九条のもとではこれの行使は認められないと解しているところでございます。

それで、我が国は憲法上**集団的自衛権**を有しているかどうかというお尋ねにつきましては、ただいま御説明しましたとおりの理由から、我が国が憲法上**集団的自衛権**を行使できない以上、これを持っているかどうかというのはいわば観念的な議論でございまして、また、憲法は**集団的自衛権**の保有それ自体について言及しているものでもございません。それで、従来から、**集団的自衛権**につきましては、憲法上行使できず、その意味において、保有していないと言っても結論的には同じであると説明しているところでございます。

なお、あくまで論理の問題として申し上げれば、国際法上は、**集団的自衛権**を我が国が行使したといたしましても、これは国際法上違法になるということではございませんが、憲法九条のもとでそのような事態は想定できないところでございます。

それから、御質問の後段の、憲法解釈において政府が示している、必要最小限度を超えるか超えないかというのは、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであっても、我が国の防衛のために必要な場合にはそれを行使することというも解釈の余地があり得るのではないかとこの御質問でございしますが、憲法九条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府は、同条は我が国が主権国として持つ自国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでございます。

その上で、憲法九条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことというふうに申し上げているわけでございます。

お尋ねの**集団的自衛権**と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。

したがって、従来、**集団的自衛権**について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございしますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨

で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません。

安倍委員 今までの政府答弁の中で、例えば一九六〇年の岸答弁そして林法制局長官の答弁の概要は次のようになっています。

集団的自衛権についての学説、理解は多様であり、その最も典型的なもの、本来のもの、最も重要視されるもの、本質的な面、中心的な概念とは、武力攻撃を受けた他国をその領土まで出でて行って自国同様に守る権利だが、日本は憲法上そういう権利は持たない、だが、言ってみれば、**集団的自衛権**のそのような核心部分ではなく、周辺部分的なものの保有は日本国憲法の否定するところではない、こう答弁をしております。

この当時は、行使することと保有することを分けて考えておりませんから、有するというのは事実上行使するという意味で答弁をしているわけでありまして、当時は、いわゆる核心的なものは持っていない、そういう形で答えているわけでありまして、しかし、中核概念としては持っていないけれども、その周辺のものについてはいろいろと研究の余地があるし、学説もある、こう答弁をしております。

そしてまた、私がガイドライン法案を審議する国会において高村外務大臣に質問した際、この岸答弁について質問した際、高村外務大臣は次のように答えております。

集団的自衛権の概念は、その成立の経緯から見て、実力の行使を中核とした概念であることは疑いないわけでありまして、また、我が国の憲法上禁止されている**集団的自衛権**の行使が我が国による実力の行使を意味することは、政府が一貫して説明してきたところでございます。

こう、当時、高村外務大臣が答えているわけでありまして、ここで再び、長い間この中核概念ということについてはだれも政府側は持ち出していなかったわけでありましたが、高村大臣は、この中核概念であるというふうに述べているわけでありまして、その中核概念とは実力の行使、いわゆる武力行使そのものということを行っているわけでありまして、

ですから、それでなければ、それ以外の行為については**集団的自衛権**の行使としてもこれは考え得る、行使することを研究し得る可能性はあるのではないかと、こう思うわけですが、法制局長官の御感想をいただきたいというふうに思います。

秋山政府特別補佐人 昭和三十五年の参議院予算委員会におきまして、法制局長官が、例えば日米安保条約に基づく米国に対する施設・区域の提供、あるいは侵略を受けた他国に対する経済的援助の実施といったような武力の行使に当たらない行為について、こういうものを**集団的自衛権**というような言葉で理解すれば、そういうものは私は日本の憲法の否定するものとは考えませんという趣旨の答弁をしたことがございます。

この答弁は、当時の状況において、**集団的自衛権**という言葉の意味につきまして、これは御承知のように国連憲章において初めて登場した言葉でございまして、その言葉に多様な理解の仕方が当時は見られたことを前提といたしまして、御指摘のような行為につきまして、そういうものを**集団的自衛権**という言葉で理解すれば、そういうものを私は日本の憲法は否定しているとは考えませんと述べたにとどまるものと考えております。

現在では、**集団的自衛権**とは実力の行使に係る概念であるという考え方が一般に定着しているものと承知しております。

第152回 衆議院 外務委員会 2001年9月18日

安倍内閣官房副長官 ただいま米田委員御指摘がございました。米田委員は私自身の個人的な従来からの主張はよく御存じだと思いますが、きょうは政府の一員として答えさせていただきたい、こういうふうに思います。

我が国が固有の権利として**集団的自衛権**を持っているということは当然でございまして、国際法的にもこれは認められているわけでございます。国連憲章の五十一条においても、また先ほど御指摘がございましたように、日米安全保障条約の前文には、両国が**集団的自衛権**を保持しているということを確認しているわけでございます。

しかしながら、憲法第九条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため、必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しておりまして、**集団的自衛権**を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきてまいりました。憲法は我が国の法秩序の根幹でございまして、五十年余にわたる国会での議論の積み重ねもございまして、その解釈の変更には十分に慎重でなければならないと考えております。

しかしながら、他方、憲法に関する問題について、世の中の変化もございまして、世界情勢の大きな変化もあるわけございまして、小泉総理も就任の際、問題意識につきまして記者会見で述べられたわけでございますが、この**集団的自衛権**の問題について、さまざまな角度から研究をしてもいいのではないかと、このように考えております。

第147回 衆議院 憲法調査会 2000年5月11日

安倍（晋）委員 本日は、衛藤晟一議員のかわりに出席をさせていただきました。初めて出席をさせていただきましたが、当調査会において、憲法についてこうして自由に議論ができるというのは大変すばらしいことであろうと私は思います。

特に、この制定過程、また憲法のいろいろな問題点が明らかになってきたわけでありまして、かつては全く憲法についてはこうした議論すらできなかったわけでありまして。たとえ王様が裸であっても、裸であるということ、王様の権威の前へひれ伏してしまってもできなかったという状況に似ていたのではないかと、やっとな裸であるということが言えるようになったのではないかと、私はこのように今思っているところであります。

まず制定過程についてであります。この制定過程については、公布されたのが昭和二十一年、終戦の次の年でありますから、まさに全く占領下にある。終戦の次の年であれば、これはだれが考えたって、大きな強制の中でこの憲法の制定が行われたというのは本当に常識なんだろう、私はこういうふうに思っております。

その中で、しかし、結果としてできた憲法がよければいいじゃないかという議論があることも事実であります。しかし、私は、占領中にできた、そのことはハーグ条約等に違反しているということもありますが、それよりも、やはりこれは私たち日本人の精神に大きな影響を、この五十年間に結果として及ぼしているのではないかと、このように思います。強制のもとで、ほとんどアメリカのニューディーラーと言われる人たちの手によってできた憲法を私たちが最高法として抱いているということが、日本人にとって、心理に大きな、精神に悪い影響を及ぼしているんだろう、私はこのように思います。

ですから、そういう意味で、今度こそ根本的に私たちは私たちの手で新しい憲法をつくっていくということが、私は極めて重要なんだろうと思います。

そしてまた、憲法の前文でございまして、この憲法の前文に、「平和を愛する諸国民の公正と信

義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。」こういうふうにあるわけでありませぬ。では、この「平和を愛する諸国民」というのは一体だれなんだということをございますが、例えば、国連の常任理事国、P5の国、この五大国は、この戦後五十数年間、すべて戦争をしているわけでありませぬ。ですから、そういう意味においては、この前文は全く白々しい文であると言わざるを得ないんだらう、私はこういうふうに思うわけでありませぬ。

そしてまた、この前文によって、私どもの中に安全保障という観念がすっぽりと抜け落ちてしまっていると言わざるを得ないのではないかと、こういうふうに思います。例えば外国為替及び外国貿易法につきましても、海外への送金をストップする、あるいは物をストップするための発動要件としては、国際的な要請あるいは国際的な取り決めによってはストップすることができるわけでありませぬが、我が国の安全保障上の理由によっては送金もとめられない、あるいは物を輸出することもやめられないというわけでありませぬ、外国には、大体これはほとんどの国に、その国の安全保障上の理由でストップできるということに発動要件としてなっているわけでありませぬ。

なぜこの発動要件の中に我が国の安全保障上の理由でということがないかといえは、これはまさに、前文にここで戻ってくるわけでありませぬ、平和を愛する諸国民に私たちの安全をゆだねているわけでありませぬ。つまり、我が国の安全保障上という理由はないんだと。まさにこれは、外国が決めていただいたことであればやるということにはほかならないわけでありませぬ、我が国が何か起こさない限り、大きなそういう戦争ということにはならないんだということにはほかならないわけでありませぬ。

ですから、そういう意味で、私は、まずこの前文から全面的に見直していく必要があるんだらう、こういうふうに思うわけでありませぬ。

それと、九条と個別的自衛権また**集団的自衛権**との関係について申し上げたいわけでありませぬが、国連憲章の中にも九条に似た条文がございませぬ。しかし、それと同時に、**集団的自衛権**と個別的自衛権があるということが明記してあるわけでありませぬ。そしてまた、我が国が米国と結んでいる日米安全保障条約の前文にも、両国に個別的自衛権と**集団的自衛権**が存在することを確認しているわけでありませぬ。その中での安全保障条約であって、また国連の中での活動であるわけでありませぬから、この中で、**集団的自衛権**を、権利はあるけれども行使できないというのは、私は極めて無理があるんだらうと思ひませぬ。

集団的自衛権というのは個別的自衛権と同じようにドロワナチュレル、つまり自然権なんですな。自然権というのは、むしろこれはもともとある権利でありませぬから、まさに憲法をつくる前からある権利というふうには私は考えるべきなのではないかと、こういうふうに思ひませぬ。

そもそも、この**集団的自衛権**は、権利としてはあるけれども行使できないというのは極めておかしい理論であって、かつてあった禁治産者、今はありませんけれども、禁治産者の場合は、財産の権利はあるけれども行使できないということでありませぬから、まさに我が国が禁治産者であるということを宣言するような極めて恥ずかしい政府見解ではないかと、このように私は思ひませぬので、これは九条のいかんにかかわらず、**集団的自衛権**は、権利はあるし行使もできるんだらう、このように私は思ひませぬ。

第145回 衆議院 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会

1999年4月1日

安倍（晋）委員 また、昨日の我が党の側からの議論の中で、当然、北朝鮮の領海に入った場合は、もし北朝鮮の事案ということになれば、了解が得られないということでありませぬから、きの

うの御答弁では、例えば米兵がそこでもしおぼれていたとしても、それは残念ながらそのまま、その中には入れない、見ていなければいけないという事態になるんだということだろうと思うわけですが、私が大変心配しておりますのは、果たしてそれで米側が納得するのかな、そういう気もいたすわけでありませう。

先般、文芸春秋に、評論家の田村玲子氏が在日米軍の海兵隊の若い兵の諸君にインタビューした記事が出ていたわけですが、極東有事の際、日本人のためにあなたは血を流せますかという質問をしているんですね。それにどう答えたかという、ダニエル・ファーガソンという二十一歳の兵隊は、日米安全保障条約のある限り、日本人が行かなくても日本を守る義務がありますから、私は当然行く、このように答えているわけでありませう。

これが信頼関係であるということでありませうが、私は、これにそんなに乗っかっていて本当にいいのかなという気がするわけでありませう。北朝鮮側の領海、日本の領海との間に落ちる飛行機というのは、もしかしたら邦人を乗せているかもしれない、そういう飛行機でもあるわけでありませう。それを、これはもう向こう側の領海であったからやめるということを、私は、本当は答弁で言い切ってしまうてよかったのかなという感想も持ったわけでありませう。

もう時間がなくなりましたから最後でございませうが、自衛権の問題、この安全保障論議をするときに、自衛権の論議がずっと議論をされているわけでありませう。今の政府の、これは法制局長官の答弁でありませうが、個別的自衛権はあり、また行使もできるけれども、**集団的自衛権**については、持っているけれども行使はできない、そういう法制局長官の答弁であったわけでありませう。

しかし、**集団的自衛権**というのは、国連の活動をしていく上でも、また、日米安全保障条約の前文にも両国にこの権利があるということが書いてあるわけでありませうして、権利はあるけれども行使はできないという、私から言わせれば極めて珍妙な新発明、法制局長官の見解にしていることによって、いろいろと現場では、本当に現実的にこれが行われるのかどうかという不安を持っている人も多いのではないかと思うわけでありませう。

最後に、この日米安全保障条約が締結をされたときの、これは参議院の予算委員会でありませうが、佐多忠隆という社会党の議員が、**集団的自衛権**は憲法は禁じている、日米安全保障条約の前文にその権利があるというのは、これは憲法違反ではないかという質問がありませう。

それに対して当時の岸総理大臣が、国連憲章に言っている、独立国が個別的または**集団的自衛権**を有するという国際関係において、日本が自由独立国家としてこれを国際法上持っていると考えていいと思う、しかし、日本の憲法を見ると、自衛隊が海外まで出かけて行ってその国を防衛するということは禁止をしている、外国まで出かけて行ってその国を守るという典型的な例は禁止をしているが、しかし**集団的自衛権**というのはそういうものだけではない、学説が一致をしているとは思わない、そこにはあいまいな点が残っているということを答弁しているわけでありませう。当時は、法制局長官ではなくて、総理大臣みずからがこの重要な問題について見解を、自分の責任をとるという覚悟で述べているわけでありませう。

この答弁に対して、同じ山口県、長州の外務大臣でありませうして、後継者と言われておりませう、我が長州の八人目の総理大臣と言われておりませう高村外務大臣に、この岸答弁に対してどのような感想を持たれたかを一言お伺いいたしまして、私の質問を終えたいと思ひませう。